

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

健康は、自分らしく生き生きと暮らすための基本であり、メンタルヘルスはその健康の重要な要素です。メンタルヘルスの悪化は一人ひとりの健康を脅かすとともに、家庭や学校、職場で自分らしさを発揮するなど、当たり前営んでいた自立生活を困難にし、ひいてはまちの活力の低下をもたらします。

近年、精神疾患の患者数は増加傾向にあり、がん、脳卒中、急性心筋梗塞よりも精神疾患の患者数は多く、平成 25 年(2013 年)4 月、4 疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)に精神疾患を加えて「5 疾病」とした第 6 次医療計画が開始しました。

また、メンタルヘルスに関する相談や支援のニーズも拡大・多様化し、様々な分野でメンタルヘルス問題への対応が求められるようになりました。このような背景から、本市では平成 29 年(2017 年)3 月に、メンタルヘルスの課題に着目した「豊中市メンタルヘルス計画」(以下、「第 1 期計画」とする。)を独自に策定し、様々な分野にわたる施策を総合的、効果的に推進することにしました。

第 1 期計画を策定した平成 29 年(2017 年)の精神疾患を有する患者数は約 419.3 万人で、約 30 人に 1 人の割合でしたが、令和 2 年(2020 年)の患者調査^{*1}では、患者数は約 614.8 万人と、約 20 人に 1 人の割合になっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行などにより、私たちを取り巻く環境も変化しました。「新型コロナウイルス感染症に係るメンタルヘルスに関する調査」^{*2}では、「環境の変化による不安やストレス」や「学生生活、進路、就職活動についての不安やストレス」について、約半数の人が「増加した」^{*3}と答えています。

このような状況の中、市民一人ひとりのメンタルヘルスの維持・向上のための取組みを推進し続けることが求められています。

この度、第 1 期計画の計画期間が令和 5 年度(2023 年度)で終了することから、これまでの計画や取組みを継承しながら、社会情勢の変化による新たなメンタルヘルスに関する課題に取り組み、施策を総合的かつ効果的に推進するため、「第 2 期豊中市メンタルヘルス計画」(以下、「本計画」とする。)を策定することとしました。

*1 厚生労働省 患者調査。診療状況に変化が生じているため、令和 2 年(2020 年)に総患者数の推計方法の見直しが行われた。

*2 令和 4 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

*3 「増加した」と「やや増加した」の合計

2 計画の位置づけ

(1)メンタルヘルス対策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な計画

メンタルヘルスの悪化は、社会的要因*と個人要因が複雑に関係しています。そして、市民の人生における様々な時期や場面でメンタルヘルス問題として顕在化します。

本計画は、精神疾患にかかる予防医学*上の対策にとどまるものではなく、社会的要因への働きかけも含め、あらゆる分野でメンタルヘルスの維持・向上並びに問題を減少させるための総合的な取組みを推進するための基本計画です。

「いきいきと暮らせるまち とよなか」の実現に向け、行政、医療機関、学校、民間団体、企業、事業者及び市民など、それぞれが主体となってその役割を果たすとともに、相互の密接な連携と協働によって総合的に取り組んでいきます。

(2)豊中市総合計画を支える分野別計画

本計画は、「第4次豊中市総合計画」を上位計画とした分野別計画です。メンタルヘルス対策を推進することで、自殺などの社会的損失を防ぐとともに、市民一人ひとりの希望と能力に応じたパフォーマンス(業績や行動)の向上を図り、ひいては持続可能な社会保障の実現に貢献します。

(3)自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画

メンタルヘルス対策のすべてが自殺対策につながることから、本計画を自殺対策計画と位置づけます。

なお、計画策定に際しては、国や大阪府の定める計画などの内容を十分にふまえながら、「豊中市健康づくり計画・食育推進計画」のこころの健康づくりの取組みを具体化し拡充する計画とします。また、「豊中市地域福祉計画」、「豊中市障害者長期計画」、「豊中市子育て・子育て支援行動計画」、「豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、その他関連計画との整合と調整を図り、具体的な取組みについては分野横断的に進めていきます。

また、本市においては、持続可能な開発目標SDGs(エスディージーズ)*に基づいた施策展開を図っており、全17の目標分野のうち、本計画は「目標1 貧困をなくそう」、「目標2 飢餓をゼロに」、「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」、「目標8 働きがいも経済成長も」、「目標10 人や国の不平等をなくそう」、「目標11 住み続けられるまちづくりを」、「目標16 平和と公正をすべての人に」、「目標17 パートナースhipで目標を達成しよう」の10分野に関わる施策内容を含んでいます。



* 資料編「2 用語説明」をご覧ください

3 基本的な考え方

基本的な考え方

1 基本理念

市民一人ひとりのメンタルヘルスを向上し、こころ豊かで生き生きとした地域・まちの実現

2 基本的な視点

(1) 個人的要因のみならず社会的要因への包括的な取組み

(2) 生きがいや希望をもって暮らすための取組み

(3) 健康のあらゆる段階に応じた適切な取組み

(4) 一人ひとりが大切にされる人権尊重の地域づくりの取組み

(5) 多様な主体の連携と協働による総合的な取組み

本計画における基本的な考え方については、これまでの成果や課題をふまえ、第1期計画で設定した考え方を継続し、以下のとおり設定します。



基本理念

市民一人ひとりのメンタルヘルスを向上し、こころ豊かで生き生きとした地域・まちの実現

基本理念に沿って、次のような市民一人ひとり、地域、まちの将来像をめざします。

子どもから高齢者まで市民一人ひとりが、社会において大切な存在であるという認識^{*1}のもと、しなやかなこころ^{*2}をもち、ともに支え合い^{*3}、自分らしさを発揮でき^{*4}、生きている喜びを感じ^{*5}、未来に希望がもてる^{*6}。

*1「社会において大切な存在であるという認識」；自分の気持ちを大切にできたくて、他者の気持ちも思いやれること。

*2「しなやかなこころ」；様々なストレスに適切に対処できるスキルをもっていること。

*3「ともに支え合い」；問題を一人で抱え込まず、他者を信頼し必要な時には助けを求めることができる、孤独や孤立がない状態のこと。

*4「自分らしさを発揮でき」；病気や障害がある人も、存在に価値があり、それぞれがもつ力を社会に役立てられること。

*5「生きている喜びを感じ」；社会の中で自身の価値が認められ、役に立っている、できていると感じること。

*6「未来に希望がもてる」；社会に対する信頼に基づき、未来に希望がもてること。



基本的な視点

(1) 個人的要因のみならず社会的要因への包括的な取組み

メンタルヘルスは、個人的な要因だけでなく、社会経済環境の影響を大きく受けています。従って、精神保健的な観点からの個人へのアプローチだけでは解決できません。メンタルヘルスに関連する社会的決定要因[★]について、それにかかわる政策分野並びに社会全体の共通の認識に基づき、包括的に取り組めます。

(2) 生きがいや希望をもって暮らすための取組み

メンタルヘルス対策は、精神疾患を予防することや治療することだけを目的とするのではなく、すべての人が社会において尊重され、自分らしく、希望をもっていきいきと暮らすことができることを目的として取り組むものです。

(3) 健康のあらゆる段階に応じた適切な取組み

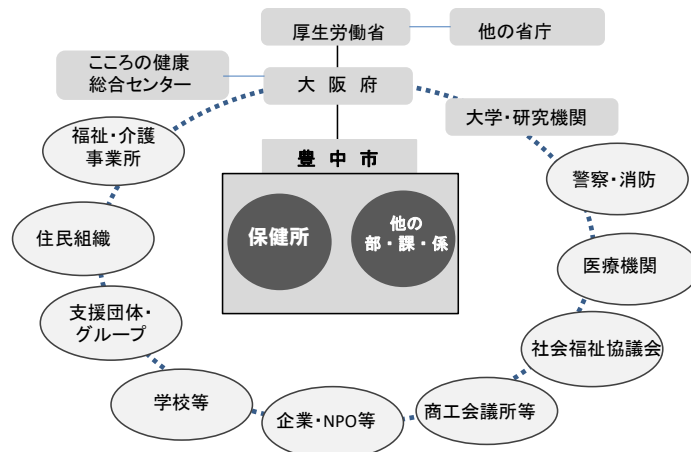
メンタルヘルス対策は、予防することだけが重要な目的ではありません。もちろん、自殺も含め予防できることが望ましいことですが、不調や危機的な状態に陥った場合の重症化予防に向けた対応、疾病に至った場合の回復と社会復帰のための対応など、段階に応じた適切な取組みを行います。

(4) 一人ひとりが大切にされる人権尊重の地域づくりの取組み

一人ひとりのメンタルヘルスは、社会とのかかわりや他者との人間関係に大きく影響されます。自分自身を大切にできると同時に他者をも大切にできること、すなわち人権が守られることで安心と信頼、自己効力感が生まれ、相互に支え合える関係ができます。メンタルヘルス対策は、こころの不調や病気のある人へのアプローチだけではなく、差別や偏見、孤立や孤独のない、こころがつながる人権尊重の地域づくりの取組みです。

(5) 多様な主体の連携と協働による総合的な取組み

行政、医療機関、学校、民間団体、企業、事業者及び市民など、それぞれが主体となってその役割を果たすとともに、相互の密接な連携と協働によって総合的に取り組んでいきます。



4 計画期間

本計画は、「豊中市健康づくり計画・食育推進計画」のこころの健康づくりの取組みを具体化し拡充する計画であることから、計画期間の整合性を図り、令和6年度(2024年度)から令和17年度(2035年度)までの12年間を計画期間とします。なお、計画開始後6年を目途に中間評価を実施します。

★ 資料編「2 用語説明」をご覧ください